令和８年（フ）第３０７号
宮崎市大字恒久5356番地　エアスト新道102号
債務者　小玉　瑞姫
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９９号
福島県須賀川市千日堂80番地５　サン・アーバンＶ202号
債務者　星　優太朗
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１２７３号
東京都八王子市平岡町11番10号ル・シェール八王子104号
債務者　加藤　　勲
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７６８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3161番地１―706号　エンゼル茅ヶ崎リバーヴェール
債務者　中村喜美代
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３９号
京都市上京区中立売通千本東入田丸町375番地２　キヤピタルハイツ501
債務者　松本孝太郎
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７５３号
京都府宇治市木幡東中44番地の１　リバー・ヒルズ303号、前住所京都府宇治市五ケ庄新開15番地の４　シャトン宇治101号
債務者　佐藤　春香（旧姓舘）
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８０号
京都府八幡市男山竹園３番地―Ａ18―102
債務者　関野　直美
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２４３号
佐賀市大和町大字久池井1593番地２　タイヨーコーポ202号
債務者　正島　美鈴
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
佐賀県唐津市浜玉町横田下37番地３　グリーンビレッジ浜玉Ｃ107号
債務者　中村　斗輝
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１４１号
富山市小泉町13番地　ルヴェール小泉302号
債務者　小林　美月
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４３号
富山市婦中町笹倉444番地26
債務者　野崎　友寛
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４４号
富山市婦中町笹倉444番地26
債務者　野崎　絵理子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４９号
富山市窪新町９番１―108号　Ｋ＆Ｔ
債務者　山口　勝敏
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９８号
熊本市北区清水本町34番28号　プラシード正栄202
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８７７号
東京都青梅市新町８丁目10番地の８新町ハイツ
債務者　栗田　　専
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第９６号
岐阜県加茂郡川辺町石神895番地３　カーサドマーニ203号室、前住所岐阜県加茂郡川辺町上川辺306番地８
債務者　篠田　　綾
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部